発足8年目

ゆいまーるサポート







- **手ごろな掛金で充実した保障**団体独自の制度でありスケールメリットが働くため、掛金がお手ごろです。
- 毎年見直しができ、手続きが簡単 ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障を、毎年手軽に見直せます。
- 健康診断結果に応じた保険料のキャッシュバック 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。 「健康情報活用商品」には 健活 のマークがついています。



- ●【契約概要】・【注意喚起情報】はP5~11に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
- ●本パンフレット「健康情報活用商品について」P13~18の内容を必ずご確認ください。

申込締切日 2025年10月10日(金)

責任開始期

2026年2月1日(日)

はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

本 人

共済会の会員で、14歳6カ月を超え65歳6カ

月までの方(継続は75歳6カ月までの方)

については、各商品のページをご確認ください。(程語) のマークがついている商品は健康情報活用商品です。

はじめに 掲載 契約概要 ページ こども (ご加入いただけません) 注意喚起情報 健康情報活用商品について P.19 介護•医療保険制度 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。] 80歳継続保障制度 重病克服支援制度 P.20 入院サポート制度 [年齢は2026年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。] ご注意いただきたいこと (ご加入いただけません)

健活

介護•医療保険制度

重い病気 への備え

(生保部分)

商品の名称

健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、代理請求 特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】

定の手術などを保障します。 ●三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)

●健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュ

<(生保部分)>

<(損保部分)>

す。

せして保障します。

- ●病気や不慮の事故による傷害を原因とした入院、所
- による入院は、支払日数無制限です。

バックする場合があります。

●三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乗

●所定の要介護状態になった場合、一時金を給付しま

商品の特長

[年齢は2026年2月1日現在の満年齢です。

月までの方

共済会の会員で、14歳6カ月を超え65歳6カ 月までの方(継続は75歳6カ月までの方)

満18歳以上65歳6カ月まで の方(継続は75歳6カ月ま で)

満18歳以上65歳6カ月まで

配偶者

満18歳以上65歳6カ月まで

の方(継続は75歳6カ月まで

ご加入いただける方

の方)

の方

(ご加入いただけません)



三大疾病: 介護等への 備え

(損保部分)

医療保険【損害保険】

親介護部分はP4をご確認ください。

80歳継続保障制度

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期 保険(Ⅱ型)【生命保険】

- ●退職後も保障を継続できます。
- ●余命6カ月以内と判断されるときに保険金の前払請

●死亡、所定の高度障害を保障します。

求が可能です。(リビング・ニーズ特約)

共済会の会員で、14歳6カ月を超え65歳6カ

[年齢は2026年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

P.23

健活

の備え



重い病気 への備え

重病克服支援制度

健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病 保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特 約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険 (Ⅱ型)【生命保険】

- を保障します。 ※特約の付加により保障内容が異なります。
- ●余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保 険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)

●7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害

●健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュ バックする場合があります。

共済会の会員で、14歳6カ月を超え65歳6カ

月までの方(継続は75歳6カ月までの方)

満18歳以上65歳6カ月まで の方(継続は75歳6カ月まで の方)

(ご加入いただけません)

P.27

[年齢は2026年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

ご加入	いただける方		掲載	
	配偶者	こども	ページ	契約概要

P.37

はじめに

注意喚起情報

健康情報活用商品について

介護•医療保険制度

80歳継続保障制度 重病克服支援制度

入院サポート制度

ご注意いただきたいこと

[年齢は2026年2月1日現在の満年齢です。]

の方(継続は75歳6カ月まで

の方)

商品の名称

入院サポート制度

医療保険【損害保険】

●配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・こどものみの加入はできません。)

●本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時 に脱退となります。

商品の特長

●病気やケガで入院した場合に、一時金を給付します。

●病気やケガで入院した場合に、入院1月ごとに保険

金を給付します。

- ●介護・医療保険制度<(損保部分)>のみのご加入はできません。介護・医療保険制度<(生保部分)>と同額にてご加入ください。
- ●親介護部分(介護・医療保険制度<(損保部分)>)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の介護・医療 保険制度く(損保部分)>とセットで、配偶者の親は配偶者の介護・医療保険制度く(損保部分)>とセットでご加入くだ
- ※一般社団法人 沖縄県官公庁労働者共済会の会員及びその配偶者・こども以外の方は、ご加入いただけませんのでご注 意ください。

介護・医療保険制度<(損保部分)>

本 人

共済会の会員で、14歳6カ月を超え65歳6カ

月までの方(継続は75歳6カ月までの方)

親介護部分

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、44歳6カ月 を超え80歳6カ月までの方

本人・配偶者の親

満18歳以上65歳6カ月まで 22歳6カ月までの方

[年齢は2026年2月1日現在の満年齢です。]

親介護部分の場合、加入資格のある親の申込日(告知日)現在の健康状態を必ずご確認のうえで告知内容をお確かめく ださい。親と同居されていない場合、親ならびに同居されているご家族に直接お電話などでご確認ください。あわせて、 「告知の大切さに関するご案内について」(P.47)をご参照ください。



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。

申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

告知内容に関して保険金のお支払い、契約のご継続等の判断をいたしかねるときには、お客さまや医療 機関等に照会させていただく場合がございますので、告知内容について必ずご確認ください。告知内容 に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

健康情報活用商品については、毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。 本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

その他ご加入に あたっての 注意事項

病気・ケガ

への備え

1

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

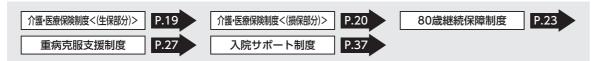
- ●この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険 商品です。
- ●加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。
- ●80歳継続保障制度については、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。
- ●その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。

また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

●保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

●掛金は毎月の給与から控除します。(初回は1月分から)

3 配当金

●この保険は無配当保険ですので配当金はありません。

▲ 脱退による返れい金、満期返れい金

●この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、80歳継続保障制度については、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社:東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田損害保険株式会社 本社:東京都千代田区神田司町2-11-1

[介護・医療保険制度<(生保部分)>][重病克服支援制度][80歳継続保障制度]

明治安田生命保険相互会社

[介護・医療保険制度<(損保部分)>] [入院サポート制度]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入 の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照く ださい。

保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

●保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、 お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- ●障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害 保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1 級の障害状態等とは異なります。
- ●責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高 度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

●責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付 金(保険金)をお支払いできません。



特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- ●責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保 険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始 期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。] という条件がありま す。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始 期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とは なりません。
- ※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。

責任開始期(加入日) 診断確定 メ お支払対象外 診断確定 (別のがん・再発・転移)

解除•免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- ●約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。 また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免 責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった
 - 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.40

告知内容について

- ●現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいま
- ●申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれ なくご確認いただき、お申込みください。
- ●正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金な どをお支払いできないこともあります。

告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

まずは「申込日(告知日)現在」の

就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本 人

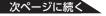
現在の就業状態

- ●病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病 気により就業を制限されていません。
- 注「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあ るもので、勤務先または医師等により労働時間の 短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷 の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども・[本人・配偶者の親]

現在の健康状態

- ●医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではあ りません。
- 注①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によ るもの)までの期間をいいます。



つぎに、加入する商品ごとに

過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・こども

80歳継続保障制度

- 重病克服支援制度
- ●7大疾病保障特約
- ●がん・上皮内新生物保障特約

介護•医療保険制度<(生保部分)> 介護•医療保険制度<(損保部分)> 入院サポート制度

過去3カ月以内の健康状態

●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検 査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の 健康状態

●申込日(告知日)より 起算して過去5年以 内に、別表の記載の病 気により、連続して7 日以上の入院をした ことはありません。

過去5年以内の健康状態

- ●申込日(告知日)より起算して 過去5年以内に、腫瘍、ポリー プまたは**別表**0記載の病気に より、連続して7日以上の入院 をしたことはありません。
- ●重病克服支援制度の「がん・上皮内 新生物保障特約」は、以下のとおり であることをご確認ください。

現在までの健康状態

●申込日(告知日)現在までに、悪 性新生物(がん・肉腫・悪性リン パ腫・白血病を含みます)または 上皮内新生物(上皮内がん)と 診断されたことはありません。

過去2年以内の健康状態

- ●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師 による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処 方期間が、14日以上要した病気にかかったことは ありません。
- 注①同一の病気で転院・転科している場合は通算し ます。
- ② [医師による診察・検査・治療を受けた期間]は 初診から終診(医師の判断によるもの)までの 期間をいいます。
- ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場 合は該当しません。
- ④「治療」には、指示・指導を含みます。

本人・配偶者の親

親介護部分

現在までの健康状態

●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。

- 過去5年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気で、医師の診察・検査・治 療・投薬を受けたことはありません。注「治療」には指示・指導を含みます。
 - ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありま

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜 症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフロー ゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊 髓小脳変性症、筋委縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<介護・医療保険制度<(生保部分)>・重病克服支援制度・80歳継続保障制度の場合>

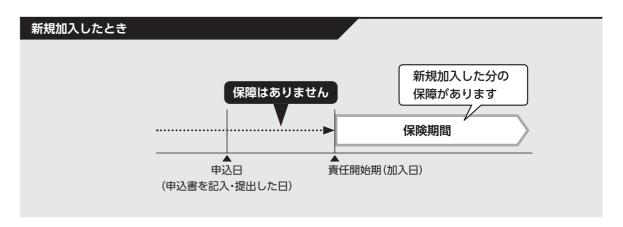
- ●企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込 書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。
- <介護・医療保険制度<(生保部分)>・重病克服支援制度・80歳継続保障制度の場合>
- ●引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場 合があります。

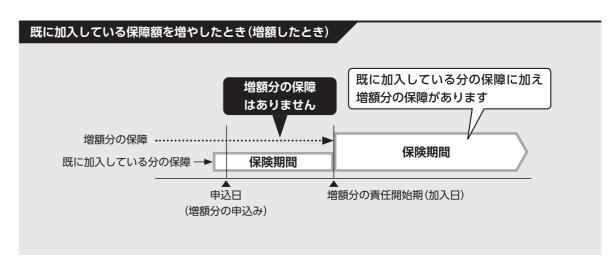
告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間: 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

【 責任開始期(加入日)について

- ●お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責 任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- ●なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- ●高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態にな られた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、 告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。





<介護・医療保険制度<(生保部分)>・重病克服支援制度・80歳継続保障制度の場合>

●ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期 (加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等に は保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

▲ 保険金・給付金の請求について

●保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払 事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、 速やかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない 場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

- ●保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払 事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ●被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- ●死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が 引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会 社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人か らご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

●この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開 始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせく ださい。

ご照会・ご相談窓口等

- ●指定紛争解決機関
- ●この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険 協会(損害保険)です。
- ●生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
- ●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入してい

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 P.48

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 P.10

健康情報活用商品

(健康サポート・キャッシュバック特約) (こついて

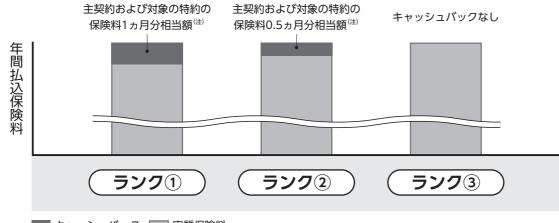
このページは、「健康情報活用商品」の「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)」の概要や、ご注意いただきたい事項をまとめております。 以下の内容をご確認ください。

「健康サポート・キャッシュバック特約」の特長と仕組み(特約の概要)

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者の健康診断結果に応じて、保険料の一部を キャッシュバックすることが主な内容です。
- ●各加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間(1年)満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバックすることで、加入者の「健康に向けた前向きな活動」を応援します。
- ●キャッシュバックの判断基準となる「ランク」の判定のためには、**保険契約者(以下、団体)を通じて毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要**があります。
- 「健康サポート・キャッシュバック特約」の付加に対する保険料は必要ありません。

<キャッシュバックの仕組み>

- 「ランク」に応じ、以下の金額がキャッシュバックされます。
- ●キャッシュバックの支払いには、保険期間満了時までの主契約および対象特約の保険料が払い込まれていることが必要です。



- キャッシュバック 三 実質保険料
- (注)保険期間満了時の保険料をもとに算出します。 保険期間中に減額があった場合は減額後の保険料とし、特約が消滅した場合は特約分の保険料は含みません。
- ●「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者が健康診断結果の提出について同意した場合 に付加され、その後、以下のいずれかに該当しない限り継続して付加されます。
 - ①加入者が健康診断結果の提出についてあらたに不同意の申し出をしたとき
 - ②加入者が健康情報活用商品を脱退したとき
 - ③団体が「健康サポート・キャッシュバック特約」を継続しなかったとき
 - ④明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)が「健康サポート・キャッシュバック特約」の 取扱いを停止したとき
- ●詳細については「ご契約のしおり 特約」をご覧ください。

<対象商品>

●本パンフレット内で (理話) のマークがついている以下商品が対象です。

商品名			保険期間
间00-6	主契約	特約	
重病克服支援制度	無配当特定疾病保障 定期保険(II型)	7大疾病保障特約、 がん・上皮内新生物保障特約	1年
介護•医療保険制度<(生保部分)>	無配当医療保険	_	1年

<対象者>

加入対象区分:本人·配偶者

キャッシュバックの「ランク」の判定方法について

<「ランク」の判定に使用する健康診断について>

- ●加入者が団体に健康診断結果を提出した場合でも、団体から所定の様式を用いて期限内に保険会社に提出されなかったときには、その加入者は「ランク③」として取扱います。
- ●健康診断は、法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや保険会社があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含みます。
- ●健康診断の受診日は、保険期間満了日の前24ヵ月以内であることを要します。 (勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと保険会社が認めた場合は、受診日が保険期間満了日の前24ヵ月以内である健康診断とみなします。)

<「ランク」の判定方法について>

- ●以下3段階で「ランク」の判定を行ないます。
- ●「ランク」の判定にあたっては、「表1-1」「表1-2」に記載の年齢ごとの必須項目をすべて受診していることを要します。

STEP1 〉健康診断の結果をもとに健診項目ごとの「健診結果区分」(A~D)を判定します。

表1-1 40歳未満**

	健診項目			健診結果区分					
		连	沙块日	Α	В	С	D		
	甚	BMI(kg/m²) ^(*1)		18.5~24.9	15.0~18.4 25.0~29.9	30.0~34.9	14.9以下 35.0以上		
必須	基礎	血圧(※2)	収縮期〈mmHg〉	129以下	130~139	140~159	160以上		
必須項目		皿圧、 ′	拡張期〈mmHg〉	84以下	85~89	90~99	100以上		
	尿	尿糖		(—)	(±)以上				
	DK.	尿蛋白		(—)	(±)	(+)	(2+)以上		
任意	m	脂質(中性脂肪)〈mg/dL〉		30~149	150~299	300~499	29以下 500以上		
任意項目	血液	日工松体台比(※3)	GPT(ALT) (U/L)	30以下	31~40	41~50	51以上		
]	肝機能(※3)	γ -GT(γ -GTP) \langle U/L \rangle	50以下	51~80	81~100	101以上		

表1-2 40歳以上*

		// 争	≫ 15□	健診結果区分					
	健診項目			Α	В	С	D		
	基	BMI(kg/m²) ^(*1)		18.5~24.9	15.0~18.4 25.0~29.9	30.0~34.9	14.9以下 35.0以上		
	基礎	血圧(※2)	収縮期〈mmHg〉	129以下	130~139	140~159	160以上		
		皿圧、 /	拡張期〈mmHg〉	84以下	85~89	90~99	100以上		
必	→ 尿		尿蛋白		(±)	(+)	(2+)以上		
必須項目		脂質(中性脂肪)〈mg/dL〉		30~149	150~299	300~499	29以下 500以上		
	血液	肝機能(**3)	GPT(ALT) (U/L)	30以下	31~40	41~50	51以上		
	液		γ -GT(γ -GTP) \langle U/L \rangle	50以下	51~80	81~100	101以上		
		#申/ナ=町(※4)	HbA1c〈%〉	5.5以下	5.6~5.9	6.0~6.4	6.5以上		
		糖代謝(※4)	血糖〈mg/dL〉	99以下	100~109	110~125	126以上		

^{※「}ランク」の判定に使用する年齢は、加入者が健康診断を受診した日の後、最初に到来する3月31日時点での加入者の満年齢によります。ただし、3月31日に受診した場合には、その受診時の満年齢によります。なお、誕生日が4月1日の場合、当該3月31日が属する年の前年の4月1日時点の満年齢によるものとします。「加入資格」や「保険料(掛金)」で使用している年齢とは異なります。

$\mathsf{STEP2}$ \rangle 健診項目ごとの「健診結果区分」 $(\mathsf{A}\sim\mathsf{D})$ をポイント換算します。

表2-1 20歳未満*

		男性			女性				
		Α	В	С	D	Α	В	С	D
	BMI ^(**1)	30	20	0	0	30	20	10	0
必	血圧(※2)	30	20	10	0	30	10	0	0
必須 項目	尿糖	30	0	_	_	30	0	_	_
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	10	0
項任目意	脂質	10(**5)		0		10(*5)		0	
日思	肝機能(**3)								

表2-2 40歳以上**

		男性			女性				
		Α	В	С	D	Α	В	C	D
	BMI ^(**1)	30	20	10	0	30	10	0	0
	血圧(※2)	30	20	10	0	30	20	10	0
必 須	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	0	0
必須項目	脂質	30	20	10	0	30	10	0	0
	肝機能 ^(**3)	30	20	10	0	30	10	0	0
	糖代謝 ^(**4)	30	10	0	0	30	20	0	0

- (※1)提出された健康診断の結果に BMI の記載がない場合でも、体重および身長の記載があるときは、 BMI は体重 $< kg > \div ($ 身長 $< m >)^2$ で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。
- (※2) 収縮期血圧および拡張期血圧の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血圧と拡張期血圧が異なる「健診結果区分」 $(A \sim D)$ となる場合は、「ポイント」 $(30 \sim 0)$ が低い方の「健診結果区分」 $(A \sim D)$ とします。
- (※3) GPT (ALT) および γ -GT (γ -GTP) の両方の結果が提出されていることを要します。 GPT (ALT) と γ -GT (γ -GTP) が異なる 「健診結果区分」 (A \sim D) となる場合は、「ポイント」 (30 \sim 0) が 低い方の 「健診結果区分」 (A \sim D) とします。
- (※4) HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により「健診結果区分」 $(A \sim D)$ および「ポイント」 $(30 \sim 0)$ を判定します。
- (※5)40歳未満は、脂質・肝機能の「健診結果区分」がともにA判定の場合のみ「ポイント」(10)を加算します。

STEP3 〉健診項目ごとのポイントを合計し、「ランク」を判定します。

表3-1 40歳未満**

ランク①	ランク②	ランク③
120ポイント 以上	110ポイント	100ポイント 以下

表3-2	\rangle 40 歳以上 *
------	-------------------------

ランク①	ランク②	ランク③
170ポイント	150~	140ポイント
以上	160ポイント	以下

健康診断に関する情報の提出と取扱いの同意について

- ●「健康サポート・キャッシュバック特約」は、「ランク」の判定のために、加入者の健康診断に関する情報(以下、「健診情報」)を明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)に提出する必要があります。
 - 健診情報は、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等の医療保険者が保有している場合や、医療保険者と保険契約者(以下、「団体」)が共有している場合等があります。
 - いずれの場合も、健診情報は団体から保険会社へ提出いただくことを条件としています。
 - 加入者個人から直接保険会社へ提出いただくことはできませんが、団体が加入者個人から健診情報を収集することを当社所定の方法を活用しサポートする場合があります。
- ●健診情報の取扱いにかかる重要事項について、次の「健診情報の取扱いについて」に記載をしております。
- ●健診情報の提出がない加入者や「健診情報の取扱いについて」に同意いただけない加入者は、健診情報の結果の如何を問わずキャッシュバックの対象となりません。

「加入申込書兼告知書」において同意を求めるのは以下の事項です。

健診情報の取扱いについて

1. 健診情報の提出およびランクの通知

- ●団体が、加入者の健診情報のうち、<別表>記載の内容を、保険会社へ提出すること
- ●団体と健診情報保有者(医療保険者等)が異なる場合は、健診情報保有者が、<別表>記載の内容を 団体へ提出し、団体が、その情報を保険会社へ提出すること
- ●団体が、加入者の健診情報を求める主旨・目的を健診情報保有者へ通知すること
- ●保険会社が、団体から提出を受けた健診情報をもとに判定した各加入者のランク(ランク①~③のいずれに該当しているか)を、団体へ通知すること

<別表:提出に同意する健診情報>

- 1. 健康診断受診日
- BMI(身長・体重)、血圧(収縮期・拡張期)、尿糖、尿蛋白、脂質(中性脂肪)、 肝機能(GPT・γ-GT)、糖代謝(HbA1c・血糖)

2. 健診情報の利用目的

●保険会社が、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、「「ランク」の判定」「団体への統計レポートの提供」「加入者に対する健康関連情報等の提供」「医事研究・統計」「その他保険に関連・付随する業務」のために利用すること

3. 健診情報と告知の別

●保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の告知としては取り扱わないこと

したがって、保険会社は、提出を受けた健診情報にもとづいて告知義務違反を問うことはありません。

●保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の査定や保険金 等の支払いの査定に利用しないこと

したがって、保険会社が、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定時において、告知義務違反の事実が記載された健診情報を受領していた場合であっても、「加入申込書兼告知書」において正しく告知がなされなかったものは告知義務違反とし、契約の解除をする場合があります。

4. 他の生命保険契約での健診情報の取扱いとの相違

- ●加入者と保険会社の間に、複数の生命保険契約(加入者が被保険者となる契約)がある場合、本パンフレットで「健康情報活用商品」とされている契約(以下、「本契約」)と、それ以外の契約とでは健診情報の利用目的・告知に関する取扱いが異なること
 - ○本契約で利用する健診情報は、団体から保険会社へ提出された健診情報です。 保険会社が個人との間で締結している契約(以下、「個人契約」)において、本契約の加入者 が被保険者となっており、保険会社に直接健診情報を提出していた場合でも、その健診情 報は、本契約では使用いたしません。
 - ○個人契約において提出された健診情報が、個人契約の加入・増額時の告知として取り扱われる場合でも、本契約においては、告知としての取扱いはいたしません。

5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能

- ●保険会社は、「団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能」(以下、「健診情報収集のサポート機能」)を、団体に提供すること
- ●健診情報収集のサポート機能を利用した場合、保険会社は、所定の期間外および「みんなのMY ポータル」機能以外での健診情報は受け付けないこと

<健診情報収集のサポート機能について>

- ①保険会社は、「みんなのMYポータル」を通じ、加入者に対し、健診情報のうち「ランク」の 判定に必要な項目の数値等・画像の登録を求める。この場合、保険会社は、団体からの依頼 を受け、加入者に対して、<別表>記載の項目の数値等および、加入者の氏名、医療機関名 等が記載された健康診断結果の画像を所定の期間内に登録するよう求める場合がある (「みんなのMYポータル」登録アドレスにメール送信)
- ②保険会社は、所定の期間中、未登録・不備等が解消されない場合、複数回督促メールの送信 を行なう
- ③保険会社は、所定の期間中に不備等が解消されない情報を除き、加入者が登録した健診情報の数値等と画像を照合し、当該データを団体に提供する。なお、保険会社は、当該データを、団体からの健診情報提出後、他の用途には転用することはせず、速やかに廃棄する
- ④団体は当該データをもとに保険会社に健診情報を提出する

以上

介護•医療保険制度

((生保部分)+(損保部分))



保険期間 2026年2月1日(日)~2027年1月31日(日)

保障内容等(契約概要部分)

「健康情報活用商品」には (健**活**) のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

(生保部分)

加入対象者本人配偶者

- 病気や不慮の事故で、継続して2日以上入院した場合、 入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による 入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

【保険契約の型:A型、入院給付金の型:2-365日型、入院給付金日額1,000円】

	本 人・配偶者
保障内容	1,000円
病気で継続して2日以上入院のとき	日額 1,000 円
[疾病入院給付金]	×入院日数
災害で継続して2日以上入院のとき	日額1,000円
[災害入院給付金]	×入院⊟数
災害や病気で 所定の集中治療室管理を受けられたとき [集中治療給付金]	日額 1,000 円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき	手術の種類に応じて 0.5・1・2・4
[手術給付金]	万円
給付倍率40倍の 手術給付金の支払われる手術を受け、 手術の日から継続して30日以上入院のとき [手術後療養給付金]	1回の手術につき 1 万円
死亡・高度障害のとき [死亡・高度障害保険金]	10 万円

意向確認 ご加入前の ご確認

(生保部分)は、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険で す。(損保部分)は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損 害保険です。

ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険 金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

- ●疾病または三大疾病の発生(発病)には、疾病または三大疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた 時も含まれます。
- ●保険金・給付金の受取人は次の通りです。 死亡保険金:被保険者が指定した方

高度障害保険金および各給付金:被保険者

本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。 ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 P.40

約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.47

加萨击茨

(損保部分)

加入対象者 本人 配偶者 本人・配偶者の親(親介護部分のみ)

本人・配偶者

2.4万円

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 所定の病気により所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

保障内容		1,000円	
		1M・1Wコース	
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 目的として1日以上入院したとき		日額 1,000 円 ×入院日数	
[三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金] 三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 直接の目的として所定の手術を受けたとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金]		手術の種類に応じて 1・2・4 万円	
	所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100 万円 (1回を限度)	
	保障内容	1Wコース	
_	女性疾病の治療を目的として 1日以上入院したとき [女性疾病入院保険金]	□額 1,000 円 ×入院日数	
女性のみ	女性疾病の治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 1・2・4 万円	
	女性が特定障害の治療を直接の目的として 所定の形成術等を受けたとき	手術の種類に応じて フ・4 万円	

親介護部分をセットすることができます。

[女性疾病手術保険金]

親介護部分	保障内容	P ⊐—ス
	親が所定の要介護状態になったとき	親介護保険金額 100 万円
<i>"</i>	[親介護保険金]	(1回を限度)

(注)生保部分と損保部分では、対象となる手術の範囲や給付倍率が異なります。したがって、三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病で所定の手術を受け たときでも、いずれか一方からのみの給付となる場合や給付金額が異なる場合があります。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 P.42



22

掛金

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

(生保部分)

●月額掛金 (単位:円)

- <保険期間1年、集団扱月払>
- <保険契約の型:A型、入院給付金の型:2-365日型、入院給付金日額1,000円>
- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

	男性	女性
年齢 【保険年齢】	本 人・配偶者	本人・配偶者
(生年月日)	1,000円	1,000円
15歳 (2010.8.2~2011.8.1)	260	260
16~20歳 (2005.8.2~2010.8.1)	293	290
21~25歳 (2000.8.2~2005.8.1)	318	314
26~30歳 (1995.8.2~2000.8.1)	346	343
31~35歳 (1990.8.2~1995.8.1)	367	365
36~40歳 (1985.8.2~1990.8.1)	394	392
41~45歳 (1980.8.2~1985.8.1)	441	436
46~50歳 (1975.8.2~1980.8.1)	541	534
51~55歳 (1970.8.2~1975.8.1)	626	613
56~60歳 (1965.8.2~1970.8.1)	763	737
61~65歳 (1960.8.2~1965.8.1)	1,010	964
66~70歳 (1955.8.2~1960.8.1)	1,421	1,343
71歳 (1954.8.2~1955.8.1)	1,662	1,561
72歳 (1953.8.2~1954.8.1)	1,768	1,658
73歳 (1952.8.2~1953.8.1)	1,900	1,777
74歳 (1951.8.2~1952.8.1)	2,055	1,917
75歳 (1950.8.2~1951.8.1)	2,239	2,084

・記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人:25円 配偶者:25円

(損保部分)

●月額掛金 (単位:円)

<入院保険金日額・手術基準日額:1,000円、介護保険金額:全コース一律100万円>

• 掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

	このの国立の交割りの可能にかめてあり。	
<u> </u>	男性	女性
年齢	本 人・配偶者	本 人・配偶者
【 保険年齢】 (生年月日)	1,000 円 1M コース	1,000円 1Wコース
15歳 (2010.8.2~2011.8.1)	135	195
16~20歳 (2005.8.2~2010.8.1)	135	195
21~25歳 (2000.8.2~2005.8.1)	135	205
26~30 歳 (1995.8.2~2000.8.1)	145	255
31~35歳 (1990.8.2~1995.8.1)	145	235
36~40歳 (1985.8.2~1990.8.1)	145	245
41~45歳 (1980.8.2~1985.8.1)	165	285
46~50歳 (1975.8.2~1980.8.1)	195	345
51~55歳 (1970.8.2~1975.8.1)	335	515
56~60歳 (1965.8.2~1970.8.1)	515	715
61~65歳 (1960.8.2~1965.8.1)	865	1,075
66~70歳 (1955.8.2~1960.8.1)	1,405	1,615
71~75歳 (1950.8.2~1955.8.1)	2,435	2,645

親介護部分 (単位:円) <親介護保険金額:100万円>

親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	45歳 (1980.8.2 { 1981.8.1)	46~50歳 (1975.8.2 { 1980.8.1)	51~55歳 (1970.8.2 { 1975.8.1)	56~60歳 (1965.8.2 _{ 1970.8.1)	61~65歳 (1960.8.2 { 1965.8.1)	66~70歳 (1955.8.2 _{ 1960.8.1)	71~75歳 (1950.8.2 〈 1955.8.1)	76~80歳 (1945.8.2 _{ 1950.8.1)
100万円 Pコース	20	40	80	160	350	730	1,550	3,290

[・]記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人:25円 配偶者:25円

[•] 制度運営費分は、キャッシュバックの対象外です。



80歳継続保障制度は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生 命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保 障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年2月1日(日)からご加入者が保険年齢80歳になられた直後の契約応当日の前日まで 加入対象者 本人 配偶者

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢80歳までの保障が準備できます。

	本 人・配偶者					
保障内容	120万円	180万円	240万円	300万円		
死亡または所定の高度障害状態になったとき	120 万円	180 万円	240 万円	300 万円		
[死亡・高度障害保険金]						

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金:被保険者が指定した方

高度障害保険金:被保険者

本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。 ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金·高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 P.45

約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.47

<年金払>

1.年金の種類と型

●年金支払期間は、支払請求時に2~20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です)

2.配当金

●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。

3.年金受取人

●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。

●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

4.年金のお支払い

●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。

●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。

5.年金払の対象と なる保険金

●無配当定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いの とき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時 金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料 に充当され、年金として支払われます。

掛金

意向確認

ご加入前の

ご確認

●月額掛金 (単位:円) <保険期間80歳満了、集団扱月払、保険金額120万円・180万円・240万円・300万円>

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。 (既加入の方の掛金は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

		男	性			女	性	
年齢 【保険年齢】		本人	配偶者			本人	・配偶者	
(生年月日)	120万円	180万円	240万円	300万円	120万円	180万円	240万円	300万円
15歳 (2010.8.2~2011.8.1)	705	1,033	1,361	1,689	433	624	815	1,006
16歳(2009.8.2~2010.8.1)	718	1,052	1,386	1,720	440	635	830	1,025
17歳 (2008.8.2~2009.8.1)	730	1,070	1,410	1,750	446	644	842	1,040
18歳(2007.8.2~2008.8.1)	745	1,092	1,439	1,786	453	655	857	1,059
19歳(2006.8.2~2007.8.1)	758	1,112	1,466	1,820	460	665	870	1,075
20歳(2005.8.2~2006.8.1)	771	1,132	1,493	1,854	468	677	886	1,095
21歳 (2004.8.2~2005.8.1)	787	1,155	1,523	1,891	474	686	898	1,110
22歳 (2003.8.2~2004.8.1)	800	1,175	1,550	1,925	482	698	914	1,130
23歳(2002.8.2~2003.8.1)	816	1,199	1,582	1,965	489	709	929	1,149
24歳(2001.8.2~2002.8.1)	831	1,222	1,613	2,004	498	722	946	1,170
25歳 (2000.8.2~2001.8.1)	848	1,247	1,646	2,045	505	732	959	1,186
26歳(1999.8.2~2000.8.1)	866	1,274	1,682	2,090	514	746	978	1,210
27歳(1998.8.2~1999.8.1)	883	1,299	1,715	2,131	523	759	995	1,231
28歳(1997.8.2~1998.8.1)	902	1,328	1,754	2,180	532	773	1,014	1,255
29 歳(1996.8.2~1997.8.1)	921	1,357	1,793	2,229	542	788	1,034	1,280
30歳(1995.8.2~1996.8.1)	940	1,385	1,830	2,275	552	803	1,054	1,305
31歳(1994.8.2~1995.8.1)	962	1,418	1,874	2,330	562	818	1,074	1,330
32 歳(1993.8.2~1994.8.1)	984	1,451	1,918	2,385	573	835	1,097	1,359
33歳(1992.8.2~1993.8.1)	1,008	1,487	1,966	2,445	584	851	1,118	1,385
34歳 (1991.8.2~1992.8.1)	1,032	1,523	2,014	2,505	596	869	1,142	1,415
35歳(1990.8.2~1991.8.1)	1,056	1,559	2,062	2,565	608	887	1,166	1,445
36歳(1989.8.2~1990.8.1)	1,083	1,600	2,117	2,634	619	903	1,187	1,471
37歳(1988.8.2~1989.8.1)	1,110	1,640	2,170	2,700	632	923	1,214	1,505
38歳(1987.8.2~1988.8.1)	1,138	1,682	2,226	2,770	646	944	1,242	1,540
39歳(1986.8.2~1987.8.1)	1,168	1,727	2,286	2,845	658	962	1,266	1,570
40歳(1985.8.2~1986.8.1)	1,200	1,775	2,350	2,925	673	984	1,295	1,606
41 歳(1984.8.2~1985.8.1)	1,232	1,823	2,414	3,005	687	1,006	1,325	1,644
42 歳(1983.8.2~1984.8.1)	1,266	1,874	2,482	3,090	703	1,029	1,355	1,681
43歳 (1982.8.2~1983.8.1)	1,303	1,929	2,555	3,181	720	1,055	1,390	1,725
44歳(1981.8.2~1982.8.1)	1,339	1,983	2,627	3,271	736	1,079	1,422	1,765
45歳 (1980.8.2~1981.8.1)	1,378	2,042	2,706	3,370	754	1,106	1,458	1,810
46歳 (1979.8.2~1980.8.1)	1,419	2,104	2,789	3,474	771	1,132	1,493	1,854

			性		女性			
年齢 【保険年齢】		本人	・配偶者			本人	・配偶者	
(生年月日)	120万円	180万円	240万円	300万円	120万円	180万円	240万円	300万円
47 歳(1978.8.2~1979.8.1)	1,462	2,168	2,874	3,580	790	1,160	1,530	1,900
48歳(1977.8.2~1978.8.1)	1,508	2,237	2,966	3,695	810	1,190	1,570	1,950
49歳(1976.8.2~1977.8.1)	1,556	2,309	3,062	3,815	830	1,220	1,610	2,000
50歳(1975.8.2~1976.8.1)	1,605	2,383	3,161	3,939	850	1,250	1,650	2,050
51 歳(1974.8.2~1975.8.1)	1,658	2,462	3,266	4,070	872	1,283	1,694	2,105
52 歳(1973.8.2~1974.8.1)	1,712	2,543	3,374	4,205	895	1,317	1,739	2,161
53歳(1972.8.2~1973.8.1)	1,770	2,630	3,490	4,350	918	1,352	1,786	2,220
54歳 (1971.8.2~1972.8.1)	1,831	2,721	3,611	4,501	942	1,388	1,834	2,280
55歳(1970.8.2~1971.8.1)	1,894	2,816	3,738	4,660	969	1,429	1,889	2,349
56歳(1969.8.2~1970.8.1)	1,963	2,919	3,875	4,831	996	1,469	1,942	2,415
57歳(1968.8.2~1969.8.1)	2,034	3,026	4,018	5,010	1,024	1,511	1,998	2,485
58歳(1967.8.2~1968.8.1)	2,110	3,140	4,170	5,200	1,054	1,556	2,058	2,560
59歳 (1966.8.2~1967.8.1)	2,191	3,261	4,331	5,401	1,087	1,605	2,123	2,641
60歳(1965.8.2~1966.8.1)	2,276	3,389	4,502	5,615	1,122	1,658	2,194	2,730
61歳(1964.8.2~1965.8.1)	2,358	3,512	4,666	5,820	1,155	1,708	2,261	2,814
62 歳(1963.8.2~1964.8.1)	2,446	3,644	4,842	6,040	1,190	1,760	2,330	2,900
63歳(1962.8.2~1963.8.1)	2,538	3,782	5,026	6,270	1,227	1,816	2,405	2,994
64歳(1961.8.2~1962.8.1)	2,636	3,929	5,222	6,515	1,267	1,875	2,483	3,091
65歳(1960.8.2~1961.8.1)	2,739	4,084	5,429	6,774	1,311	1,942	2,573	3,204

[•] 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

[・]記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人:50円 配偶者:50円

健活

重病克服支援制度



保険期間 2026年2月1日(日)~2027年1月31日(日)

加入対象者本人配偶者

保障内容等(契約概要部分)

「健康情報活用商品」には (健) のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。 ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

伊哈区公	保障内容	:	本 人・配偶者		
保障区分	1本学的台	120万円	200万円	300万円	
主契約	●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	120 万円	200 万円	300 万円	
	[特定疾病保険金](※1)	נוני	טט	רוע	
	●死亡・所定の高度障害状態のとき				
	[死亡・高度障害保険金](※1)				
7大疾病 保障特約	●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	60 万円	100 万円	150 万円	
	[7大疾病保険金](※2)				
がん・上皮内 新生物	●所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	12 万円	20 万円	30 万円	
保障特約	[がん・上皮内新生物保険金] (※2)	7313	7313	נוני	



(※1)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

意向確認 ご加入前の ご確認

重病克服支援制度は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病し て所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保 障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パン フレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確 認のうえお申込みください。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額300万円の場合>

			《主契約》 特定疾病保険金 死亡·高度障害保険金 300万円	7大疾病保障特約) 7大疾病保険金 150万円 主契約の5割	(がん・上皮内新生物保障特約) がん・上皮内新生物 保険金 30万円 主契約の1割	特約を付加した場合の合計受取額
		死亡•高度障害	●支払事			300万円
特定	フ 大	悪性新生物(がん) (注)	支払事由のい			480万円
特定疾病の保障	疾病	急性心筋梗塞	ずれかに ● 該当	● 支	1	450-
保障	/大疾病の保障	脳卒中	該当	支払事由の	支払事	450万円
	※特約を付加	重度の糖尿病		• มี • ฮี ก	支払事由のいずれかに該当	
	を付加	重度の高血圧性疾患		がに該当	す れ か	150万円
	加した場合	慢性腎不全		●当	に 該 当	150лн
	场合	肝硬変		•		
		上皮内新生物				30万円

(注)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。 がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金:被保険者が指定した方 上記以外の保険金:被保険者

本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同 様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続 加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- ●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- ●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- ●特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は 消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

次ページに続く

保険金のお支払いに関するご注意

(注意

被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金 	種類とお支払対象の疾病 	お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}			
	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて**2悪性新生物と診断確定**3されたときただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{*4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫			
特定疾病保険金	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病**5を原因として、急性心筋梗塞を発病**5し、 その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日 以上、労働の制限を必要とする状態**6が継続したと医師によって診断 されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術**7 を受けたとき				
金	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病*5を原因として、脳卒中を発病*5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき	一過性脳虚血外傷性くも膜下出血未破裂脳動脈瘤			
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病**5を原因として、糖尿病を発病**5し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法**8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき				
フ 大疾症	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病*5を原因として、高血圧性疾患を発病*5し、その疾病により高血圧性網膜症*9であると医師によって診断されたとき				
大疾病保険金※13	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病*5を原因として、慢性腎不全の状態になった。 必要と認める永続的な人工透析療法*10を開始したとき	と医師によって診断され、医師が			
*13	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{**5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生 検)により診断されたとき ^{**11}				
	ん・上皮内新生物 険金	加入日前を含めてはじめて**12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定**3されたときただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき				
死1	亡保険金	死亡されたとき				
高原	度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病**5により所定の高度障害状態になられたとき				

- ※ 1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表 1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞 脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の 所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。

λ)。 P.39

約款規定については、参照ページをご確認ください。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください

P.45

次ページに続く

掛金

●月額掛金 (単位:円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額120万円・200万円・300万円>

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

				男性					
				本	人・配偶	者			
		120万円			200万円		300万円		
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	120万円	60万円	12万円	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円
15歳 (2010.8.2~ 2011.8.1)	214	60	14	324	100	24	461	150	36
16~20歳 (2005.8.2~ 2010.8.1)	264	78	16	406	130	26	584	195	39
21~25歳 (2000.8.2~ 2005.8.1)	325	84	16	508	140	26	737	210	39
26~30歳 (1995.8.2~ 2000.8.1)	331	96	17	518	160	28	752	240	42
31~35歳 (1990.8.2~ 1995.8.1)	390	126	19	616	210	32	899	315	48
36~40 歳 (1985.8.2~ 1990.8.1)	499	162	24	798	270	40	1,172	405	60
41~45 歳 (1980.8.2~ 1985.8.1)	660	234	36	1,066	390	60	1,574	585	90
46~50歳 (1975.8.2~ 1980.8.1)	1,047	408	56	1,712	680	94	2,543	1,020	141
51~55歳 (1970.8.2~ 1975.8.1)	1,684	648	86	2,774	1,080	144	4,136	1,620	216
56~60歳 (1965.8.2~ 1970.8.1)	2,592	1,104	149	4,286	1,840	248	6,404	2,760	372
61~65 歳 (1960.8.2~ 1965.8.1)	3,994	1,758	272	6,624	2,930	454	9,911	4,395	681
66~70歳 (1955.8.2~ 1960.8.1)	5,875	2,538	418	9,758	4,230	696	14,612	6,345	1,044

	男性											
	本 人・配偶者											
<u>←</u> 15A		120万円			200万円			300万円				
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約			
	120万円	60万円	12万円	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円			
71歳 (1954.8.2~ 1955.8.1)	7,372	3,126	498	12,254	5,210	830	18,356	7,815	1,245			
72歳 (1953.8.2~ 1954.8.1)	7,959	3,336	527	13,232	5,560	878	19,823	8,340	1,317			
73歳 (1952.8.2~ 1953.8.1)	8,595	3,540	553	14,292	5,900	922	21,413	8,850	1,383			
74歳 (1951.8.2~ 1952.8.1)	9,298	3,756	581	15,464	6,260	968	23,171	9,390	1,452			
75歳 (1950.8.2~ 1951.8.1)	10,086	3,906	608	16,776	6,510	1,014	25,139	9,765	1,521			

女性											
				本	人・配偶	者					
左點		120万円			200万円			300万円			
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約		
	120万円	60万円	12万円	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円		
15歳 (2010.8.2~ 2011.8.1)	208	66	14	314	110	24	446	165	36		
16~20歳 (2005.8.2~ 2010.8.1)	234	78	18	356	130	30	509	195	45		
21~25歳 (2000.8.2~ 2005.8.1)	264	90	30	406	150	50	584	225	75		
26~30歳 (1995.8.2~ 2000.8.1)	313	120	38	488	200	64	707	300	96		
31~35歳 (1990.8.2~ 1995.8.1)	411	174	54	652	290	90	953	435	135		
36~40歳 (1985.8.2~ 1990.8.1)	566	264	73	910	440	122	1,340	660	183		
41~45歳 (1980.8.2~ 1985.8.1)	789	438	96	1,282	730	160	1,898	1,095	240		
46~50歳 (1975.8.2~ 1980.8.1)	974	570	120	1,590	950	200	2,360	1,425	300		
51~55歳 (1970.8.2~ 1975.8.1)	1,249	726	124	2,048	1,210	206	3,047	1,815	309		
56~60歳 (1965.8.2~ 1970.8.1)	1,520	966	143	2,500	1,610	238	3,725	2,415	357		
61~65歳 (1960.8.2~ 1965.8.1)	2,124	1,146	193	3,506	1,910	322	5,234	2,865	483		
66~70歳 (1955.8.2~ 1960.8.1)	2,779	1,530	217	4,598	2,550	362	6,872	3,825	543		

女性									
	本 人・配偶者								
- 15A		120万円		200万円		300万円			
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	120万円	60万円	12万円	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円
71歳 (1954.8.2~ 1955.8.1)	3,429	1,740	238	5,682	2,900	396	8,498	4,350	594
72歳 (1953.8.2~ 1954.8.1)	3,758	1,806	246	6,230	3,010	410	9,320	4,515	615
73歳 (1952.8.2~ 1953.8.1)	4,120	1,878	254	6,834	3,130	424	10,226	4,695	636
74歳 (1951.8.2~ 1952.8.1)	4,498	1,944	263	7,464	3,240	438	11,171	4,860	657
75歳 (1950.8.2~ 1951.8.1)	4,893	2,052	272	8,122	3,420	454	12,158	5,130	681

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。
- 記載の掛金には保険料に加えて主契約に下記の制度運営費が含まれています。 主契約 本人:50円 配偶者:50円
- 制度運営費分は、キャッシュバックの対象外です。

重病克服支援制度

重病克服支援制度で5年間の治療費をご準備いただけます!

120万円コースの場合

おすすめ受取イメージ(例) 治療費1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 年金年額 5年間年金コース 年金年額 年金年額 年金年額 年金年額 約24万円 約24万円 約24万円 約24万円 約24万円 年金原資 120万円 120万円コース 年金形式での受取 通院•検査費用 通院•検査費用 一時金コース 一時金 5年間受け取れると、 120万円 120万円コース 治療に専念できるね! 一時金 入院·手術費用 年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率 ○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき により計算されますので、記載の年金額は 現時点で確定された金額ではありません。 ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき

<年金払>

1.年金の種類と型

特定疾病保険金をお支払いします。

●年金支払期間は、支払請求時に2~20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です)

2.配当金

- ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- **3.年金受取人** ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

4.年金のお支払い

- ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
- ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
- ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。

5.年金払の対象と なる保険金

- ●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部
- ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- ●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。



保険期間 2026年2月1日(日)~2027年1月31日(日) 加入対象者 本人 配偶者 こども

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガにより入院した場合、入院1月^(注1)につき入院支援保険金をお支払いします。 (注1)入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。
- 病気やケガによる入院は、日帰り入院(注2)も保険金お支払いの対象となります。
 - (注2)「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支 払いします(外来での治療は「日帰り入院」に該当しません)。

保障内容	お支払保険金額				
	2万円コース	3万円コース	4万円コース		
疾病の治療を目的として入院したとき	1月につき	1月につき	1月につき		
[疾病入院支援保険金]	20,000円	30,000⊞	40,000⊞		
傷害の治療を目的として入院したとき	1月につき 20,000 m	1月につき 20,000 m	1月につき 40,000 円		
[傷害入院支援保険金]	20,000円	30,000円			

- 疾病入院支援保険金・傷害入院支援保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき13月、通算して34月を限度 とします。
- •疾病による入院をした場合でも、傷害入院支援保険金の支払に該当する入院をしている期間については、疾病入院支援保険金の支払日数には含めませ

補償内容の詳細については、参照ページをご確認ください。 P.44





入院サポート制度は、ケガや病気により入院したときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご 加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金 額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

掛金

●月額掛金 (単位:円)

• 掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢【保険年齢】	本人	・配偶者・	こども
(生年月日)	2万円コース	3万円コース	4万円コース
0~15歳 (2010.8.2~2026.2.1)	230	310	410
16~20歳 (2005.8.2~2010.8.1)	260	360	480
21~25 歳 (2000.8.2~2005.8.1)	380	550	730
26~30歳 (1995.8.2~2000.8.1)	460	660	870
31~35歳 (1990.8.2~1995.8.1)	440	630	840
36~40 歳 (1985.8.2~1990.8.1)	420	610	810
41~45歳 (1980.8.2~1985.8.1)	470	680	900
46~50歳 (1975.8.2~1980.8.1)	580	850	1,120
51~55歳 (1970.8.2~1975.8.1)	710	1,030	1,370
56~60歳 (1965.8.2~1970.8.1)	900	1,320	1,750
61~65歳 (1960.8.2~1965.8.1)	1,180	1,750	2,320

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人:50円 配偶者:50円 こども:50円 ・コースについて、2万円コースの場合"20"、3万円コースの場合"30"、4万円コースの場合"40"として管理されます。

ご注意いただきたいこと

ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で 定め、それらの細部は「約款 | に記載しています。

本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部の すべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。 契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

身体部位

万関節の

トじ関節 |三大 | |手関節 |関

** また関節 の

ひざ関節を三

ひじ関節

略図

上肢

下肢

保険金・給付金をお支払し保険金・給付金のお支払い 介護・医療保険制度<(生保部分 介護・医療保険制度<(損保部分 入院 サポート制 重病克服支援制	て 3 いできない場合について 4 に関するご注意について 4 が)> 4 度 4 度 6	40 40 40 42 44 45
その	他	

高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

介護•医療保険制度<(生保部分)>•重病克服支援制度•80歳継続保障制度

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
- 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に 失ったもの
- 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴 のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) [言語の機能を全く永久に失ったもの]とは、次の3つの場合をいいます。
- ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
- ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
- ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3 大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合を いいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

介護・医療保険制度<(生保部分)>・介護・医療保険制度<(損保部分)>・入院サポート制度・重病克服支援制度・80歳継続保障制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- ●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められ たときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注)生命保険商品のみ)
- ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
- *告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この 場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。(注生命保険商品のみ)
- ●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があった とき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●そ の他上記と同等の事由があったとき

「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

介護•医療保険制度<(生保部分)>

■保険金・給付金のお支払いについて

- ●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になっ た場合にお支払いします。
- ●入院給付金(疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した 疾病を原因とする場合に限ります。

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、保険 金・給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
災害入院給付金	不慮の事故による傷害で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※同一事故による入院は365日分、通算1,095日分がお支 払限度です。
疾病入院給付金	疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払 限度の対象外です。
集中治療給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理 を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられ たとき	手術1回につき、入院給付金日額×(対象となる手術の種類に対する給付倍率)をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、 手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10を お支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が加入日以後に発生した傷害または疾病により保 険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

- ●災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。
- ●次の3つの入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。
- ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院

次ページに続く

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- ●加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。 は被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因と して入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者につ いての加入日以後の原因によるものとみなします。
- ●傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む) が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとしま
- (注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しませ、 ん。
- ●「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるた め、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
- 注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
- ・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付 金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

●入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継 続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

●入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまた は医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日 の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- ●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了(高度障害で保険期間が満了した場合を含む)し、ご契約またはご契約のその被保険者 に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
- ●「不慮の事故」「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。

くご注意>

【三大疾病の治療を目的とした入院について】

●三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限(1入院365日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎの ような事例があります。

	1. □唇、□腔および咽頭の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
ままり サンドウン サンドウン	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
悪性新生物・	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
上皮内新生物	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	16. 上皮内新生物
(がん・上皮内がん)	7. 乳房の悪性新生物	17. 真正赤血球增加症<多血症>、骨髓異形成症候群、慢
	8. 女性生殖器の悪性新生物	性骨髓增殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症
	9. 男性生殖器の悪性新生物	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	10. 腎尿路の悪性新生物	
会业 2 数据南	19. 急性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
急性心筋梗塞	20. 再発性心筋梗塞	
	22. くも膜下出血	25. くも膜下出血の続発・後遺症
脳卒中	23. 脳内出血	26. 脳内出血の続発・後遺症
	24. 脳梗塞	27. 脳梗塞の続発・後遺症

- ●対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含みます。
- ●「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と 認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象と はなりません。)

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	 ●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
古庇座史/JPC	●契約者の故意または重大な過失によるとき
高度障害保険金	●被保険者の故意または重大な過失によるとき
	●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
	●被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(ただし、災害入院給付金を除きます。)
	●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
	●被保険者の犯罪行為によるとき
災害入院給付金	●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
疾病入院給付金	●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
集中治療給付金	●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
手術給付金	●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
手術後療養給付金	●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
	●戦争その他変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
	●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき(ただし、手術給付金・手術後療養給付
	金を除きます。)

介護・医療保険制度<(損保部分)>

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病 入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容	
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数(日数制限なし)	
糖尿病•高血圧 入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	- 入院保険金日額×入院日数	
腎臓病•肝臓病 入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	*1回の入院に対し365日、通算700日が限度	
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として入院したとき		
三大疾病手術保険金	三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき		
糖尿病•高血圧	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術		
手術保険金	を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍	
腎臓病•肝臓病	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受け	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
手術保険金	たとき	し、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回	
女性疾病手術保険金	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を 受けたとき	- に制限している手術の種類があります。手術の の詳細については、当社約款に掲載しています。	
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	介護保険金額 *1回を限度とします。	
親介護保険金	被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされた とき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態 となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	親介護保険金額 *1回を限度とします。	

- ●入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期 間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。
- ●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません注)。 ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたしま
- ぼしたがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払 の対象外となることがあります。
- ●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、 次のいずれか低い額とします。
- ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- ●被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上 重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、 新たな入院とみなします。
- ●被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。支払対象となる手術は、医師の医療行為(手術)によって身体を切開したり、切 除を行った際の身体への侵襲度合いや手術自体の難易度等を考慮し決定しておりますので、一部支払対象とならない手術があります。 【支払対象とならない手術例:骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)、単なる皮膚の縫合術、皮膚切開術、口蓋扁桃手術、抜歯手術(前 歯·臼歯·埋伏歯)等】

- ●同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- ●保険金受取人は被保険者本人になります。
- ●介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- ●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせく ださい。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- ●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

	1. □唇、□腔および咽頭の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
西州	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
悪性新生物・	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
上皮内新生物	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	16. 上皮内新生物
(がん・上皮内がん)	7. 乳房の悪性新生物	17. 真正赤血球增加症 < 多血症 > 、骨髓異形成症候群、慢
	8. 女性生殖器の悪性新生物	性骨髓增殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症
	9. 男性生殖器の悪性新生物	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	10. 腎尿路の悪性新生物	
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
	20. 再発性心筋梗塞	
	22. くも膜下出血	25. くも膜下出血の続発・後遺症
脳卒中	23. 脳内出血	26. 脳内出血の続発・後遺症
	24. 脳梗塞	27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	 1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全 	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウイルス肝炎 7. 肝疾患	

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

	悪性新生物	 乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません 			
	乳房および 女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害5. 女性生殖器の非炎症性障害4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患6. 女性生殖器の先天奇形			
	妊娠、分娩および 産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 11. 分娩の合併症 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿およ 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) び高血圧性障害 13. 主として産褥に関連する合併症 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに 予想される分娩の諸問題			
	乳房または女性生殖器の 良性新生物、性状不詳 または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物16. 子宮平滑筋腫20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物17. 子宮のその他の良性新生物21. 乳房の性状不詳または不明の新生物18. 卵巣の良性新生物			

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

	瘢痕(はんこん)の原因と	1. 瘢痕(はんこん)に対する植皮術	
	なった傷害または疾病	2. 瘢痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)	
	足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)	
	乳房切除の原因と	4. 乳房切除術(生検を除く)	
なった傷害または疾病 4.		· 九万列亦则(工代之)	

- ●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。
- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
- ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより 介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること
	□. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること(イ)食事 □排せつ (ハ入浴 □衣類の着脱
	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。
	イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること
認知症により	(7)歩行 (口食事 (八)排せつ (二)入浴 (六)衣類の着脱
介護が必要な状態	ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動が
	あるために、常に他人の介護が必要であること
	イ/徘徊をする、または迷子になる。 口過食、拒食または異食をする。
	(ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (二)乱暴行為または破壊行為をする。
	休興奮し騒ぎ立てる。 https://www.ncmarkensers.com/ 。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

次のようは場合には、休快金・柏竹金のの文払いはできません。(9 でにの払い込みいだだいに休快杯についてもの返しできないことがあります。)					
項目	お支払いできない主な場合				
入院保険金 手術保険金 (三大疾病入院保険金、 三大疾病手術保険金を 除く)	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 など ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。				
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。				
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。				

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができないことがあります。また、 解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

入院サポート制度

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。 疾病入院支援特約、傷害入院支援特約

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
疾病入院支援保険金	 疾病の治療を目的として入院したとき	1月注)につき所定の入院支援保険金額
沃州八州人	八人が多りには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ	*1回の入院に対し13月、通算34月が限度
傷害入院支援保険金	作字の込焼を目的 b.1 ア 1 腔 1 た b.も	注入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の
場合人院又抜体映立	傷害の治療を目的として入院したとき 	端日数については切り上げて1月とします。

●入院支援保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当 したときに限ります。また、保険期間満了後の入院はお支払いの対象となりません。

- ●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院はお支払いの対象となりません闰。 ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院につきましては保険金をお支払いいたします。 闰したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- ●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が被保険者に新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
- ①保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- ②保険金支払事由が被保険者に新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- ●被保険者が入院支援保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ●保険金受取人は被保険者本人になります。
- ●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合				
入院支援保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存(傷害入院支援保険金を除きます。) ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。	など			

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院支援保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

重病克服支援制度

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合			
死亡保険金	 ●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支 払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 			
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき●契約者の故意または重大な過失によるとき●被保険者の故意または重大な過失によるとき●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)			

- ●過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- ●告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

80歳継続保障制度

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容	
死亡保険金	死亡保険金被保険者が保険期間中に死亡されたとき		
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度 障害状態になられたとき	高度障害保険金額	

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	 ●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき●契約者の故意または重大な過失によるとき●被保険者の故意または重大な過失によるとき●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

●疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

その他

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病克服支援制度・80歳継続保障制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

介護•医療保険制度<(生保部分)>•重病克服支援制度•80歳継続保障制度

- ●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
- 注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- ●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。
- 1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族
- 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
- ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
- イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
- *保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- *保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- ●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- ●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。
- ●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- ●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- ●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- ●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

介護・医療保険制度<(損保部分)>・入院サポート制度

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族
- ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

介護・医療保険制度<(生保部分)>・重病克服支援制度・80歳継続保障制度

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

介護・医療保険制度 < (損保部分) >・入院サポート制度

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

介護・医療保険制度く(損保部分)>・入院サポート制度

告知の大切さについて、ご確認ください。

- ●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ●ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- ●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時*から1年を経過していても、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
- ※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ●ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
- ●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- ●新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- ●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間:平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

約款規定について

介護・医療保険制度 < (生保部分) > ・重病克服支援制度 • 80 歳継続保障制度

約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

介護・医療保険制度く(損保部分)>・入院サポート制度

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/)に掲載しています。

保険契約の解除について

介護・医療保険制度<(損保部分)>・入院サポート制度

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口に で連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

介護・医療保険制度<(生保部分)>・重病克服支援制度・80歳継続保障制度

【ご照会・ご相談窓口】

- ●加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- ●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス [https://www.seiho.or.jp/])
- ●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

介護・医療保険制度<(損保部分)>・入院サポート制度

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間:午前9時~午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】 <保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間:午前9時15分~午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/)

保護機構について

- ●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「https://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。
- ●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

取扱代理店

介護・医療保険制度<(損保部分)>・入院サポート制度

有限会社沖縄ライフプラン総合研究所電話番号:098-833-1306明治安田生命保険相互会社電話番号:098-863-6356

Memo		

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を 取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営に おいて入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保 険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運 営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用闰し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱 代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準 じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

は保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が 限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社:https://www.meijiyasuda.co.jp/ 明治 安田損害保険株式会社: https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/) をご参照ください。

- 死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください-

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われ ますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意 を取得してください。

【介護・医療保険制度<(生保部分)>・重病克服支援制度】

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。 健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集のサポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診 P.17 情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

お申込み方法

【介護・医療保険制度<(生保部分)>・介護・医療保険制度<(損保部分)>・入院サポート制度・重病克服支援制度】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。 【80歳継続保障制度】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

一般社団法人 沖縄県官公庁労働者共済会 098-833-1101

〒900-0021 那覇市泉崎2-105-18

明治安田生命保険相互会社 九州·沖縄公法人部法人営業部(沖縄駐在) 098-863-6356

〒900-0033 沖縄県那覇市久米2-4-6 明治安田生命沖縄ビ ル別館1階 平日9:00~17:00

MY-A-25-定期-007392 MY-A-25-特疾-007391 MY-A-25-無医-007390 MYG-A-25-医-497 MYG-A-25-医-498